

四日市市病院管理規程第9号

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年9月24日

四日市市病院事業管理者職務代理者

四日市市病院事業副管理者 蜂須賀 丈博

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程（平成17年四日市市病院管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第2条関係）				
種類	勤務内容	区分	手当額	備考
(略)				
夜間看護手当	(略)	(略)	(略)	(略)
災害応急作業等手当	病院事業管理者又は四日市市災害対策本部等の指示命令により、職員が次の各号に掲げる業務に従事したとき。 <u>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う災害応急作業、災害応急作業のための災害状況の調査、警防又は救急活動に従事したとき</u> <u>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれ</u>	日額	1,080 円	(略)
		<u>(1)の業務に、日没時から日出時までに従事したとき</u> 日額	1,620 円	
		<u>(1)の業務のうち、著しく危険であると認められる現場での作業に従事したとき</u> 日額	2,160 円	

	<u>がある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う医療的支援、関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整、避難所運営、罹災証明に係る家屋調査等の業務に従事したとき</u>	<u>(2)の業務に、深夜に従事したとき</u>	<u>1,620</u>	
		<u>日額</u>	<u>円</u>	

改正前				
別表（第2条関係）				
種類	勤務内容	区分	手当額	備考
(略)				
夜間看護手当	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>災害危険作業 出勤手当</u>	<u>病院事業管理者の指示命令により、職員が災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧業務に従事したとき。</u>	<u>日額</u>	<u>530円</u>	(略)

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の規定は令和6年1月2日から適用する。

(手当の内払)

- 改正後の市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の規定を適用する場合には、改正前の市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の規定に基づい

て支給された手当は、改正後の市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の規定による手当の内払とみなす。